

令和4年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金) 午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員
農政課農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第27号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・13件
議案第28号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・10件
議案第29号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・18件
議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・11件
議案第31号 非農地証明について・・・・・・・・・・5件
議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・・・3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはまいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9番本郷敦子委員、10番麻生章治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第13号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、12件ありましたので報告します。

なお、5番・6番・10番の案件は、議案第27号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

11番の案件は、議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第14号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、11件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第27号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 13件

議案第28号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 10件

議案第29号 農用地利用集積計画の承認について 18件

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件

議案第31号 非農地証明について 5件

議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

以上、60案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第27号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第27号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うもので

あります。

1番、5番から7番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。2番、4番、9番、10番、12番、13番の案件は、9年7か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。3番の案件は、9年8か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。8番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。11番の案件は、7年7か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第27号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第27号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第28号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第28号の農用地利用配分計画案は、先程議案第27号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第28号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「出し手、受け手双方からの申し出」です。

2番、3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手」です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。

いずれも選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第28号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第28号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第29号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第29号は分割して質疑・採決を行います。

議長

10番の案件について、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、私は一時退席いたします。その間の議長を副会長の長野委員にお願いいたします。

ここで、休憩します。

(14時10分)

議長

ここから、議長を交代し進めさせていただきます。

それでは、再開します。

(14時11分)

議案第29号の10番の説明を、事務局に求めます。

事務局

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年11か月間の賃貸借、新規設定です。この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第29号の10番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号の10番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

13番 森哲秀委員は、ご着席ください。

それでは、これから先は議長を会長にお願いたします。

ここで、休憩します。

(14時13分)

議長

再開します。

(14時13分)

議案第29号の1番から9番、11番から18番の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番から4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1番は、3年間の賃貸借、新規設定です。2番・4番は、10年間の賃貸借、新規設定です。3番は、7年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、新規設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年11か月間の賃貸借、新規設定です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。4年11か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家で

あり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

11番・12番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稲中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

15番・16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

17番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稲中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

18番の借り手は、〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稲中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第29号の1番から9番、11番から18番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号の1番から9番、11番から18番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字中字折立〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積1,337平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は

44, 724平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に、調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第30号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は5人です。農機具は、トラクター4台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字柿木〇〇〇番、田1筆、面積1,256平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,293平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第30号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字下村〇〇〇〇番、田1筆、面積1,795平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10,881平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第30号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン共同の1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字神楽岡〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,077平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、1,077平方メートルですが、農用地区域外の農地の取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第30号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター・コンバイン・田植機はいとこが持っているので貸してくれるそうです。自分は草刈り機を1台所有しております。宅地に隣接する農地を取得する計画で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字下坂田字上久保〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積3,995平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、20,953平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第30号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町西福寺字吉野〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積2,525平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ5,861平方メートルとなり下限面積要件を充たします。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第30号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・田植え機とコンバインは〇〇〇〇に勤めている関係でそこにしてもらうという計画です。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の7番の案件は、兄弟間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町鳴田字郷ノ尾〇〇〇〇番外8筆、田6筆畑3筆、合計面積13,519平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,519平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第30号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン2台・田植機2台を中山間の組合が持っている機械をリースするそうです。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字室〇〇〇〇番、田1筆、面積1,094平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、41,267平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第30号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター3台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字北畑〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積8,967平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,368平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第30号の9番の調査報告をいたします。これは親子間の贈与です。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン2台・田植機2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、10番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字城〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積3,494平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、58,677平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第30号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン2台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

この案件につきましては、本日報告第13号の11番で合意解約した案件です。

議長

続いて、11番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第30号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字崎山〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積4,102平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,559平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第30号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター4台・田植機1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第30号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第30号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第31号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地 竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、合計面積105平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、急傾斜であり耕作をすることができないため、平成元年頃から農地として管理ができなくなり、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地 竹田市大字神原字川平〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積2,363平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり、平成元年頃に亡父が杉を植林しており、現況は山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市大字刈小野字刈小野津留〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積119平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、平成元年頃、隣家の進入路を広くしたいと申出があり、畑の一部を提供し、現況は雑種地となっております。顛末書が添付されています。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市荻町恵良原字恵良〇〇〇〇番、
登記地目畑1筆、面積423平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和17年頃に義父が住
居を建て使用しており、現況は宅地となっております。顛末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市久住町大字栢木字原〇〇〇〇
番、登記地目畑1筆、面積2,128平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、獣害がひどいた
め亡父が平成5年頃から農地として管理ができなくなり、現況は原野となっております。顛末書が添付されて
います。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第31号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

5番 佐藤隆幸委員

4番の案件ですが、昭和17年と相当古い話ですが、税金関係はどうなっているのですか。

事務局

課税地目は税務課が判断しますので宅地になっていると思います。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第31号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第32号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字中角字美女岳〇〇〇〇番、田1筆、面積694平方メートルを、中山間地域等直接支払事業に取り組む計画の農地です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

この農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって、農地としての利用を確保する必要があるため編入することに問題はないと考えます。

議長

続いて、1の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字久保字仲村〇〇〇〇番、田1筆、面積1398.34平方メートルを、中山間地域等直接支払事業に取り組む計画の農地です。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって、農地としての利用を確保する必要があるため編入することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市直入町大字長湯字鑰小野〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積5,266平方メートルを、グランピング施設を建設する計画の農地です。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第32号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第32号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時50分)

令和4年5月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....